

市街地再開発組合の設立認可の公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

平成26年1月6日

岡山市長 大 森 雅 夫

- 一 組合の名称
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合
- 二 事業所の所在地
岡山市北区本町4番18号コア本町
- 三 事業施行期間
平成26年1月6日から平成29年8月31日まで
- 四 施行地区
岡山市北区中山下一丁目1番101、102、103、104、
105、106、107、108、109、110、111、112、
113、114、115、116、117、118、119、120、1
21、122、123、124、125、126
- 五 設立認可の年月日
平成26年1月6日
- 六 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 七 公告の方法
組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の届出をすることができる期限
平成26年2月4日